

特定外来生物の対応について（国・地方公共団体の役割など）
～外来種被害防止行動計画第2版（令和7年3月28日）より～

1. 国と地方公共団体の役割

(1) 国の役割

- ① 国内における外来種対策推進のための方針等の作成
- ② 各主体による行動の促進に必要な支援
- ③ 侵入防止外来種や重要地域における侵略的外来種への対策の実施
- ④ 法令等の運用・整備
- ⑤ 外来種対策に資する国際連携の強化

(2) 地方公共団体の役割

- ① 地域における外来種対策推進のための方針等の作成
- ② 国内に定着した特定外来生物への対策の実施
 - ・ **都道府県**：外来生物法を踏まえ、国内に定着した特定外来生物について、対象地域内の関係主体を巻き込みながら防除等の必要な対策を主導する役割を担う。
 - ・ **市町村**：都道府県が行う防除への協力や市町村における防除の実施を通じて、同様に必要な対策を行うことが求められる。
- ③ 条例の運用・整備

2. 地方公共団体の2030年までに集中的に実践する行動

行動1：対策優先度を踏まえた防除計画の策定に係る行動

- ① 県における対策優先度の設定
- ② 県における防除計画の策定及び運用
- ③ 市町における対策優先度の設定及び防除計画の策定

行動2：外来種対策の実行に係る行動

- ① 地域における計画的な防除の実施
- ② 地域防除主体への支援
- ③ 国等への協力

行動3：対策に係る普及啓発及び対策主体としての人材育成・活用に係る行動

- ① 地域における外来種問題についての普及啓発
- ② 地域における専門人材の活用強化

行動4：情報の共有・発信及び調査研究・技術開発の推進に係る行動

- ① 地域における侵略的外来種の情報の整理・公表
- ② 地方公共団体の情報共有の強化
- ③ 外来種対策を通じて得た知見等の蓄積・共有の強化

行動5：国際連携、国際貢献等に係る行動（国による実践）

行動6：外来種対策を通じた寄生生物・感染症対策に係る行動

- ① 地域の各主体への感染症等についての注意喚起の実施

三田市の特定外来生物の対応について

		オオキンケイギク	クビアカツヤカミキリ	ナガエツルノゲイトウ
特徴		<ul style="list-style-type: none"> 北アメリカ原産の多年草で5月～7月にかけて黄色の花を咲かせる。 強靱でよく生育することから、かつては工事の際の法面緑化に使用されたり苗が販売されたりしていた。 繁殖力が非常に強く、在来種を駆逐するなど生態系に重要な影響を及ぼす。 6～9月に一つの花から多くの種子ができて飛び散る。 平成18年に特定外来生物に指定。 	<ul style="list-style-type: none"> 幼虫がサクラ、モモ、ウメなどのバラ科樹木内部を食害し木を枯らす。 産卵数が非常に多く繁殖力が強い。メス1匹の産卵数は平均350個（最大1000個以上）。 飛翔力が高く、被害は急速に拡大、成虫の移動距離は年間2～3km。 車などに留まり長距離を移動する可能性もある。 平成30年に特定外来生物に指定。 	<ul style="list-style-type: none"> 非常に繁殖力が強く、水面だけでなく陸地でも爆発的に繁茂する水草。 耐えちぎれた茎や直径わずか2mmの根から容易に再生する。 ため池等の水面を覆い尽くすため、水質悪化や在来生物の生息環境を奪う。 田畑で繁殖すると、作物を覆い生育不良を引き起こすなど重大な農業被害をもたらす。 平成17年に特定外来生物に指定。
兵庫県内の状況		<ul style="list-style-type: none"> 県内各市で見られる。 	<p>県内9市（明石市、芦屋市、神戸市、西宮市、三田市、丹波市、丹波篠山市、宝塚市、川西市）で発見。</p>	<p>県内16市町（神戸市、尼崎市、西宮市、伊丹市、川西市、猪名川町、明石市、加古川市、高砂市、稲美町、播磨町、西脇市、多可町、姫路市、洲本市、南あわじ市）で発見。</p>
三田市の対応	市内の状況	<ul style="list-style-type: none"> 市内の武庫川堤防や河川敷、道路脇など 	<ul style="list-style-type: none"> R6年度にふれあいと創造の里及び隣接する指導で発見。（R6年度に成虫27匹、被害木51本、R7年度では成虫2匹、被害木37本。 	<ul style="list-style-type: none"> 市内での発見なし
	駆除・防除等	<ul style="list-style-type: none"> 根元から引き抜き種子を落とさないよう袋に入れ枯らせる。燃えるゴミとして出す。 	<ul style="list-style-type: none"> 被害木への防除ネット巻き、薬剤注入・散布、伐採処分を実施。 R6年度は、成虫27匹捕殺、被害木 	<ul style="list-style-type: none"> 市内での対応なし

	<ul style="list-style-type: none"> 自治会回覧を活用しクリーンデー等で自治会に駆除依頼。 管理者に対して駆除等依頼。 	45本を伐採。被害木6本を防除ネット及び薬剤散布等	
啓発方法	<ul style="list-style-type: none"> 市HP、市広報誌、自治会回覧、市主催学習会&駆除体験で啓発 	<ul style="list-style-type: none"> 市HP、市広報誌、自治会回覧、市公式ライン、県主催セミナー開催 	<ul style="list-style-type: none"> 市HP、市広報誌、農業者へのパンフレット配布、県主催セミナー開催
啓発内容	<ul style="list-style-type: none"> 生きたままの運搬や栽培禁止等法律における禁止内容の啓発。 オオキンケイギクに対する市民意識醸成。 オオキンケイギクの見分け方駆除の仕方。 	<ul style="list-style-type: none"> 成虫やフラス発見時の通報を依頼。 (成虫は出来ればその場での捕殺を依頼) クビアカツヤカミキリの特徴や防除に対する啓発。 	<ul style="list-style-type: none"> ナガエツルノゲイトウ発見時での通報を依頼。 ナガエツルノゲイトウの特徴や防除に対する啓発。
今後の方向性	引き続き、栽培の禁止など法律の禁止内容の啓発と防除に対する市民意識の醸成を図る。	引き続き、クビアカツヤカミキリ防除の取組みとフラス発見時での通報の啓発を実施する。	引き続きナガエツルノゲイトウの特徴など早期発見につながる情報を発信し啓発を実施する。

(環境審議会資料 R071009)